

# 那須塩原市仮想プライベートクラウドサービス提供業務仕様書

## 1 業務概要等

### 1.1 業務概要

那須塩原市では、オンプレミスで庁内ネットワークにおいて仮想サーバ基盤(プライベートクラウド環境)を運用しているが、サーバ基盤の調達及び運用に係る業務の効率化等を図るため、一部の庁内ネットワークシステムのサーバをパブリッククラウド上のIaaS環境で構築・運用するための仮想プライベートクラウドサービスの利用を開始するものである。

### 1.2 業務名

那須塩原市仮想プライベートクラウドサービス提供業務

### 1.3 業務履行期間

#### (1) 導入業務

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

#### (2) サービス提供業務

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

### 1.4 契約形態

本契約においては、業務請負契約とする。

### 1.5 成果物

作業完了時には、以下を成果物として納品すること。

- (1) プロジェクト計画書
- (2) マスタスケジュール
- (3) 機能要件定義書
- (4) 非機能要件定義書
- (5) 基本設計書
- (6) 詳細設計書
- (7) 監視設計書
- (8) 運用設計書
- (9) テスト仕様書 兼結果報告書
- (10) 開発及び運用における作業実施手順書

## 1.6機密保持

那須塩原市から知り得た情報（周知の情報を除く）は、本システムの提案・契約及び構築・運用の目的以外に使用せず、契約終了後についても機密として保持し、第三者に開示もしくは漏洩しないよう必要な措置をとることとする。

また、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」並びにセキュリティポリシーに準拠するとともに、機密保持およびデータ取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこととする。

- (1) 本市の情報を目的外に使用しないこと。
- (2) 本市の情報を複写、複製する場合には本市の許可を事前に得ること。
- (3) 本市の情報を外部記憶媒体等で持ち出す場合、紛失及び盗難を避けるため厳重に保管すること。また、データは必ず暗号化をすること。

なお、上記を怠ったことにより本市の情報が紛失及び盗難にあった際に発生した市の損害は、受注者が全て負担することとする。

- (4) 本市の情報を取り扱う際は、のぞき見等の対策を行い、関係者以外に情報が知れ渡らないようにすること。

## 2 サービス提供に係る要件

### 2.1対象業務

本サービス提供業務に係る業務内容としては、下記のとおりとする。

- (1) 導入業務
  - ① 仮想プライベートクラウドサービスを利用するための構築
  - ② クラウドマネージドサービスの提供に係る設計
- (2) サービス提供業務
  - ① 仮想プライベートクラウドサービスの提供
  - ② サポートサービスの提供
  - ③ クラウドマネージドサービスの提供業務

### 2.2業務の基本要件

LGWAN環境の一部のサーバについて、仮想プライベートクラウドサービスで利用するための環境を構築すること。

構築にあたっては、現行のネットワーク環境を踏襲した仮想プライベートクラウド環境でのネットワーク設計を行うこと。ネットワーク環境については「2.5セキュリティに係る要件」を参照すること。

また、クラウドマネージドサービスの提供業務を行うために必要なフロー等を作成し設計すること。

本調達の業務範囲としては、クラウド上でのネットワーク、仮想マシンの構築とこれらを運用するためのセキュリティ、監視、運用の構築とし、仮想マシン上のソフトウェアインストール作業や仮想プライベートクラウド上に構築予定のサーバの停止作業は含めない。

## 2.3 スケジュール

本業務及び関連する他業務の全体像を以下に示す。

業務	令和 6年										令和 7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
庁内オンプレミスサーバ	設計			構築						移行	運用開始 (R11.12.31まで)		
仮想プライベートクラウドのサーバ	設計			構築						移行	運用開始 (R11.12.31まで)		
クラウド接続サービス	導入			運用開始 (R11.7.31まで)									
仮想プライベートクラウドサービス提供	導入業務									運用開始 (R11.12.31まで)			

導入業務について、本市が調達する仮想プライベートクラウドサービス接続回線の導入完了時期や、仮想マシンへのソフトウェアインストール作業を実施することを考慮したスケジュールとすること。

サービス提供業務は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの60か月間、継続的に仮想プライベートクラウド環境を提供するものである。

## 2.4 業務時間・業務場所

### (1) 業務時間

#### ① 導入業務

土日祝日を除く市役所開庁時間（8：30～17：15）を基本とし、多少前後しても構わない（例：10：00～19：00）。ただし、市との打合せ等を実施する場合には、市役所開庁時間の中で実施すること。

#### ② サービス提供業務

##### i) 仮想プライベートクラウドサービスの提供(※)に係る部分

24時間365日とする。

※ 監視/障害復旧等のサービス提供水準を維持するための業務を含む

##### ii) i)を除く部分

土日祝日を除く市役所開庁時間（8：30～17：15）を基本とし、多少前後しても構わない（例：10：00～19：00）。ただし、市との打合せ等を実施する場合には、市役所開庁時間の中で実施すること。

## (2) 業務場所

各業務を実施をする場所については特に指定を設けないが、のぞき見等の対策や関係者以外に情報が知れ渡らないよう対策を講じた上、業務を実施すること。

ただし、円滑に業務を遂行するために、市が打合せを要すると判断した場合には、速やかに対応できる体制を維持すること。なお、定例的なものや軽微な打合せについてはリモートでの対応も可とする。

## 2.5 セキュリティに係る要件

- (1) 仮想プライベートクラウドサービスへのリフトの対象となるLGWAN環境は、マイナンバー利用事務系、インターネット接続系とはセキュリティ確保の観点からネットワークが分離されている。仮想プライベートクラウドサービスへのリフト後も同等のセキュリティを確保するため、仮想プライベートクラウドサービスと他の環境は分離することとして基本方針とする。
- (2) 仮想プライベートクラウドサービスのネットワークについては、市が庁舎に持つ環境とのみ閉域接続を行うこととし、インターネットへの接続は行わない方針とする。
- (3) 仮想プライベートクラウドサービスにおける設定変更等の操作は監査ログとして保管し必要な際に閲覧できるようにすること。また、市の職員や委託先作業員の操作したログだけでなく、仮想プライベートクラウドサービス事業者による操作したログも閲覧できるようにすること。
- (4) 上記に加えてリフトしたサーバに対するアクセスログやイベントログも保管し閲覧できるようにすること。また、これらの監査ログは改ざんできない状態とすること。
- (5) 仮想プライベートクラウドサービスへリフトしたマシンについては、マルウェア等のセキュリティ対策が行えること。

## 2.6 可用性に関する要件

- (1) 仮想プライベートクラウドサービスへリフトするサーバについて、単一リージョン内での複数ゾーンでの冗長化を基本とし、仮想プライベートクラウドサービスについてSLAを設定し、月間稼働率99.9%以上の可用性を有すること。
- (2) リフトしたサーバについては障害や災害に備えてバックアップを取得することとし、バックアップ取得時点の状態にリストアできるようにすること。
- (3) バックアップデータについては単一リージョンの障害によって、マシンとバックアップデータを同時に消失することを防ぐため、サーバを起動するリージョンとは異なるリージョンに格納すること。これらのバックアップの頻度や対象となるデータ、格納先のリージョンについては開発期間の中で市と協議の上で決定すること。

## 2.7 性能に関する要件

仮想プライベートクラウドサービスへのリフト後においても現在と同等の性能を確保できるようマシンスペックを決定すること。仮想プライベートクラウドサービスへリフトする対象のマシンと現行のスペックについては以下のとおりである。

サーバ名	OS	メモリ (GB)	CPU (コア)	Disk (GB)
ウイルス対策サーバ	Windows Server 2022 Standard	8	4	150
機器監視サーバ	Windows Server 2022 Standard	8	4	150
資産管理サーバ	Windows Server 2022 Standard	16	4	500
WSUSサーバ	Windows Server 2022 Standard	32	4	600
入退室管理サーバ	Windows Server 2022 Standard	8	4	150
内部メールサーバ	Red Hat Enterprise Linux 9	6	2	100
内部DNSサーバ#1	Red Hat Enterprise Linux 9	4	2	100
内部DNSサーバ#2	Red Hat Enterprise Linux 9	4	2	100
無線LANコントローラサーバ	Windows Server 2022 Standard	8	4	150
LGWAN系Webメールサーバ	Red Hat Enterprise Linux 9	16	4	1200
ドメイン管理サーバ#1	Windows Server 2022 Standard	8	4	150
ドメイン管理サーバ#2	Windows Server 2022 Standard	8	4	150

## 2.8 通信環境に関する要件

市が庁舎に持つLGWAN環境と仮想プライベートクラウドサービスとの間に閉域網を敷設することを予定しており、閉域網の敷設は本調達の対象外とする。別途、市が調達する回線の敷設作業における仮想プライベートクラウドサービスのネットワーク設定については本調達における作業範囲とする。

## 2.9 監視に関する要件

本調達においては仮想プライベートクラウドサービスへリフトしたサーバ及び、これに関連する仮想プライベートクラウドサービス等の監視を行うことを作業範囲とし、その場合想

定される監視対象及び条件については全て提案書に記載すること。

開発期間中に監視対象及び条件の追加が必要となった場合にはその都度市と協議を行う。

## 2.10 運用保守に関する要件

### (1) 定常運用

- ① 月2回程度のシステムログの確認と報告
- ② 市が定期的に停電を行うため、これに伴う停止・起動作業及び、電力復旧後の正常性の確認作業

### (2) 随時運用

- ① システムの異常を検知した際の確認及び、問題に対処する作業及び、報告
- ② 市からの仮想プライベートクラウドサービス及びシステムに関する問い合わせへの回答

### (3) 作業場所

運用保守の作業範囲としては、以下を想定している。本作業は仮想プライベートクラウドサービス上に構築したシステムに対する運用保守となるため、委託先作業場所からのリモートでの作業を想定する。

## 2.11 費用に係る要件

費用の請求は日本円で請求を行うこと。

### (1) 導入業務に係る費用

次に挙げる内容を履行するにあたり、必要な費用を全て含めること。

- ① 仮想プライベートクラウドサービスを利用するための構築
- ② クラウドマネージドサービスの提供に係る設計

### (2) サービス提供業務に係る費用

- ① 次に例示する他、本業務を履行するにあたり必要な費用は全て含めること。

#### 【費用の内容（例）】

- ・ 仮想プライベートクラウドサービス利用料
  - ・ サポートサービス利用料
  - ・ クラウドマネージドサービス利用料
- ② 見積書には、算出根拠を明確に表記すること。
  - ③ 利用する資源量（CPU/メモリ/ディスク容量等）により、複数の単価（サービスメニュー）を設けることとして、差し支えないものとする。
  - ④ ネットワーク通信量、トランザクション量など、実際の利用量に応じて、月額費用が変動しないように配慮すること。
  - ⑤ サービス利用期間は、経済状況による利用料の変動が無いことが望ましい。

### 3 追加提案

本業務の実施に当たり、当然に必要となると判断するが本仕様書に記載のないもの、また、那須塩原市において有益と思われるものについては追加提案として提案内容及び費用を企画提案書に記載し提出すること。ただし、費用については価格点対象範囲外とするが、提案内容については評価の対象とする。追加提案の見積様式については任意とするが、明細も添付すること。なお、追加提案については必ずしも契約を行うものではない。

### 4 支払い条件

#### (1) 導入業務

① 検収条件：納品後、検収書への署名・捺印をもって、検収完了とする。

(検収検査期間は納入より14日以内とすること。)

② 支払条件：業務終了後精算払い（検収完了月末締め、翌月末日支払いとする。)

#### (2) サービス提供業務

支払条件：毎月払い（請求月末締め、翌月末支払いとする。)

以上